

計画作成年度	令和6年度
計 画 主 体	大阪府池田市

池田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 池田市都市整備部みどり農政課
所 在 地 大阪府池田市城南 1 丁目 1-1
電 話 番 号 072-752-1111
F A X 番 号 072-752-6680
メールアドレス nochi@city.ikeda.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	大阪府池田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜・果樹等	被害面積 6a
		被害金額 205千円
シカ	野菜・イモ類 果樹・植木等	被害面積 15a
		被害金額 856千円
アライグマ	野菜等	被害面積 0.4a
		被害金額 9千円

(2) 被害の傾向

・ イノシシ、シカについては細河地区を中心に生息数が増加傾向にある。水稻、野菜、植木類等農産物全般に被害を与え続けており、特に春から秋にかけて被害等が多く報告されている。 ・ アライグマも市域全体に生息しており、生息数も増加していると見られ、1年を通して目撃情報等がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ被害面積	6a	4.8a
〃 被害金額	205千円	164千円
シカ被害面積	15a	12a
〃 被害金額	856千円	685千円
アライグマ被害面積	0.4a	0.3a
〃 被害金額	9千円	7千円

※令和5年度から2割減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ シカ防止用ネットの配布 ・ アライグマ捕獲個体殺処分に係る業務委託 ・ 捕獲器具の貸し出し ・ 猟友会との協力体制	・ 猟友会会員の負担増や会員の高齢化による捕獲担い手の減少。 ・ 遊休農地の増加等、有害鳥獣の繁殖の温床の解消が急務。
防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止柵(電柵等)に対する補助制度	・ 柵を設置したエリア内は被害が軽減するが、有害鳥獣の生息数は減らないので、別の地域へ移動して被害を与えるようになってしまう。
生息環境管理その他の取組	・ 農家等からの相談に応じ、被害防止方法を啓発する。	・ 遊休農地等、有害鳥獣の繁殖の温床を解消することが急務。

(5) 今後の取組方針

・ 「池田市鳥獣被害防止対策協議会」を基に関係機関や府と連携を取り、総合的な鳥獣被害防止対策を進める。また、市町域・府県域を超えた広域的な総合対策を検討し、これを推進する。 ・ 箱わな設置を推進し、有害鳥獣個体数調整を進める。 ・ 遊休農地をはじめ、ほ場周辺の雑草・木の刈払いや餌場の除去等、集落環境を整備する取組みを推進していく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・ 大阪府猟友会池田支部の協力の下に捕獲員の選任を行ってもらうとともに新たな担い手の育成を進め、捕獲体制の充実を図る。 ・ 狩猟者等の外部団体への委託による捕獲体制の拡大を推進していく。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6 年度 ～ R8 年度	イノシシ シカ	・ 大型の箱わな等捕獲装置を市内数カ所に設置し、 猟友会等による捕獲を実施する。
	アライグマ	・ 外来生物捕獲檻（箱わな等）を農家に貸し出し、 捕獲する。捕獲後は委託業者による回収・処理を 行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去3年の平均捕獲頭数を基に、捕獲計画数を設定する。 ※過去3年捕獲頭数【イノシシ（R3 年度：8、R4 年度：3、R5 年度：3） シカ（R3 年度：22、R4 年度：29、R5 年度：38）アライグマ（R3 年度：11、 R4 年度：13、R5 年度：2）】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	10 頭	10 頭	10 頭
シカ	40 頭	40 頭	40 頭
アライグマ	15 頭	15 頭	15 頭

捕獲等の取組内容
・ イノシシ・シカ 大阪府猟友会池田支部と密接に連携し、毎年被害が確認されている箇所に重点的に大型箱わな等を設置し捕獲を行う。 ・ アライグマ 農家に専用の有害外来生物捕獲檻を貸し出すことにより、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
池田市 （平成19年4月 権限委譲済）	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ 、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、イタチ（ メス）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、シカ	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、シカ	普及啓発に向けて取り組む。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

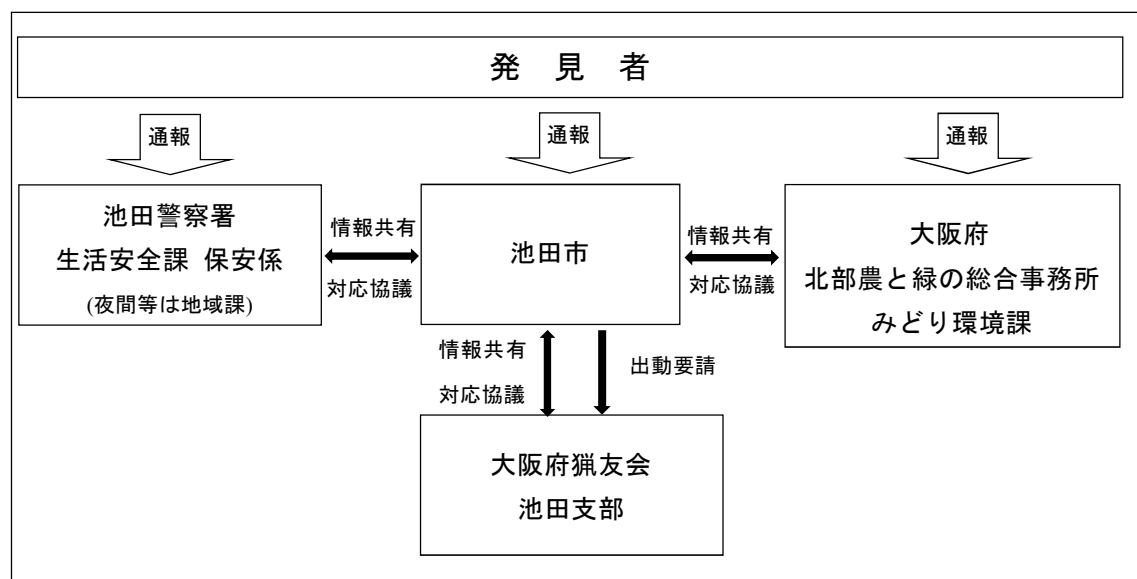
年度	対象鳥獣	取組内容
R6年度 ～ R8年度	イノシシ シカ アライグマ	・ 農地を餌場にしないための稲刈り後の耕起や不要な果実の処分等、鳥獣の餌付防止対策の推進 ・ 休耕地・耕作放棄地の管理の啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
池田警察署	安全確保に関すること
大阪府猟友会池田支部	有害鳥獣の捕獲に関すること
池田市	関係機関との連絡・調整及び対処全般に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ イノシシ、シカについては猟友会池田支部において適切に処理する。
(施設での焼却、土中埋設等)
- ・ アライグマについては、委託業者による安楽死措置後、焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
池田市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
大阪府猟友会池田支部	有害鳥獣の生息状況収集・捕獲・技術講習
大阪北部農業協同組合池田支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
大阪北部農業協同組合細河支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
大阪北部農業共済組合北摂支所	有害鳥獣の農作物被害状況の確認、対策支援
大阪府北部農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
池田市	事務局担当。協議会に関する連絡及び調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	有害鳥獣被害防止にかかる情報提供、指導助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・ 特になし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 隣接する市町の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、わなを仕掛ける日を合わす等、広域的な取り組みにより有害鳥獣捕獲体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 特になし。